

# 沖縄県公衆衛生学会 会則

# 沖縄県公衆衛生学会会則

(名称)

第1条 この学会は、沖縄県公衆衛生学会（以下「学会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 この学会の事務局は南城市大里字大里 2013 番地、一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会内におく。

(目的)

第3条 この学会は、公衆衛生の進歩発展と会員相互の研鑽を図り、もって本県の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なうものとする

1. 総会及び学術集会の開催
2. 沖縄県公衆衛生学会誌の発行
3. その他、この学会の目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 会員は、次の通りとする。

1. 普通会員  
この学会の趣旨に賛同し、第6条で定めた会費を納める者。
2. 賛助会員  
この学会の趣旨に賛同する団体及び事業所で、第6条で定めた会費を納める者。
3. 名誉会員  
この学会に特に功労があり、総会の決議をもって推薦された者。

(会費)

第6条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 普通会員 年額 2,000 円
2. 賛助会員 年額 20,000 円
3. 名誉会員 会費免除

(入会手続)

第7条 普通会員並びに賛助会員になろうとする者は、入会申込書に当該年度の会費を添えて提出しなければならない。

- 2 入会申込書は、学会事務局宛に行なう。

(会員の権利)

第8条 普通会員、賛助会員及び名誉会員は、機関誌（学会誌）の配布を受け、研究業績を学術集会で発表し機関誌（学会誌）に掲載することが出来る。

- 2 普通会員、賛助会員は幹事の推薦権および被推薦権を有し、幹事会を通じてこの学会の運営に関する議案を総会に提出することができる。

(資格の失効)

第9条 会員は、次の各号の1つに該当するときは会員の資格を失うものとする。

1. 本人より退会の申し出があったとき。
2. 会員が死亡したとき。
3. 会員が1年以上会費を納入せず、かつ督促に応じないとき。
4. 幹事会において除名されたとき。

(住所の変更)

第10条 会員は、連絡先に変更を生じたときは、すみやかに学会事務局に通知しなければならない。

(役員)

第11条 この学会に次の役員を置く。

学会長	1名
副学会長	1名
幹事	若干名（うち、1名は幹事長）
監事	2名

(役員を選出)

第12条 学会長は幹事会で選出し、総会で決定するものとする。

- 2 副学会長は、学会長が指名する。
- 3 幹事は会員の中から選出し、総会で決定する。
- 4 幹事長は、幹事の互選により選出する。
- 5 監事は幹事会の推薦により、総会で決定する。

(役員の仕事)

第13条 学会長は、この学会を代表し総会並びに学術集会を開催する。

- 2 副学会長は、学会長を補佐し学会長事故あるとき、その職務を代行する
- 3 幹事は、この学会の会務大綱を審議決定し、その処理にあたる。
- 4 幹事長は、学会長の指示により、学会の会務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条「監事の職務権限」を準用する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 学会長、副学会長の仕事は1年とし、総会終了の翌日から次期総会終了の当日迄とする。

- 2 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 監事の任期は2年とし、再任することはできない。
- 4 任期中において、役員に欠員が生じた時は、次期総会において補充する
- 5 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事会の職務内容)

第15条 幹事会は、総会に討議される。事項の審議の他、会務執行にかかる企画を立案するものとする。

- 2 幹事会は必要に応じ、幹事長が招集し議長には幹事長が当る。
- 3 学会長、副学会長は幹事会に出席し意見を述べる事が出来る。
- 4 幹事会は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことが出来ない。但し、あらかじめ当該議事につき、書面又は口頭で意思表示したものは、出席者とみなす。
- 5 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会)

第16条 この学会の会務運営に必要と認められる場合は、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、学会長が幹事会の承認を経て委嘱する。
- 3 委員会に関して必要な事項は、幹事会においてそのつど定める

(総会)

第17条 総会は1年に1回学会長が招集し、議長には学会長が当る。

- 2 総会は、学会の運営方針を審議決定する。
- 3 幹事長は、総会において会務執行に関する報告を行うものとする。
- 4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

(学術集会)

第18条 学術集会は、1年に1回学会長が主宰し、公衆衛生並びに関連領域の研究の発表および討議を行なう。

(会員外の出席)

第19条 会員以外の者が学術集会に出席しようとする場合は、学会長の定める手続きを経て参加費を納入しなければならない。

- 2 学生等にあつては、参加費を免除することができる。

(機関誌：学会誌)

第20条 機関誌(学会誌)に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(経費)

第 21 条 この学会の運営に必要な経費は、次の定める項目によるものとする。

1. 会員よりの会費
2. 協会より支弁する経費
3. その他

(会計年度)

第 22 条 この学会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日迄とする。

(会則の改廃)

第 23 条 会則の改廃については、幹事会の議を経て総会において出席者の過半数以上の同意を得なければならない。

(附則)

1. この会則は、昭和 56 年 7 月 1 日より施行する。
2. 現行学会規程は、この会則の施行の日をもって廃止する。
3. この会則改正の時（昭和 56 年 7 月 1 日現在）の学会役員（学会長、副学会長、幹事長、幹事、学会誌編集委員）の職にあるものは、この改正会則により学会役員が選出されるまで、その任にあるものとする。